

渋川市への

企業進出を支援します

渋川市外に有する本社機能を渋川市内に移転すること又は初めてオフィスを設置し渋川市内に進出を図る事業者に対し、補助金を交付します。

本社機能移転型

補助金額

最大 1, 000 万円

補助対象経費の2/3

限度額は従事者人数及び内正規雇用者数に応じ変動

交付要件

- ① 渋川市外から渋川市内に本社機能に移転すること
- ② 商業登記法第1条の2第1号に規定する登記簿に記録された本店の所在地が渋川市外にあること
- ③ 移転後の本社機能に従事する者が3人以上であり、そのうちの2人以上が主として本社機能に従事する正規雇用者であること。ただし、既に渋川市内で事業を営む事業者においては、当該事業の雇用者を維持したまま、本社機能移転に伴い渋川市内に従事する者が3人以上増員し、そのうちの2人以上が主として本社機能に従事する正規雇用者であること。
- ④ 本社機能移転が完了した日から5年以上継続して渋川市内で当該本社機能を運営することが誓約できること。

本社機能とは

企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発又は人材育成を行う機能をいいます。この場合において、製造、営業及び販売機能等は含みません。

オフィス進出型

補助金額

最大 300 万円

補助対象経費の2/3

限度額は従事者人数及び内正規雇用者数に応じ変動

交付要件

- ① 渋川市内に事業実態がなく、初めてオフィスを設置する者であること
- ② 設置したオフィスに従事する者が1人以上であり、そのうちの1人以上が正規雇用者であること
- ③ オフィス設置が完了した日から3年以上継続して渋川市内で事業を運営することが誓約できること

オフィスとは

事業者が開設した事務所であって、業務の全部又は一部が実施可能な事務所をいいます。また、オフィス以外の施設(工場、店舗等)を併設している場合又はオフィスを設置する同一敷地内にオフィス以外の用途で使用する施設を建設する場合は、対象となりません。

補助対象者

- 会社法第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2号に規定する特例有限会社であること
- オフィスの設置に当たり、建築基準法の規定及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準関係規定に違反しないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者でないこと
- 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を営む者でないこと
- 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと
- 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと
- 渋川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に係る者でないこと
- 法令又は公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。
- 本補助金により設置したオフィスを政治活動又は宗教活動に利用しようとする者でないこと
- 本補助金の交付を受けていない者であること。

補助対象経費

- 土地、建物又は事務所の取得費 (例)購入費、建設費 など
- 土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用 (例)保証金、仲介手数料 など
※礼金及び敷金は除く
- 建物又は事務所の改修費 (例)天井、壁、床、屋根、外壁等の改修費
- 設備の工事費 (例)通信、空調、駐車場等の設備工事費
- 備品の購入費 (例)事務机、椅子、棚等の事務室用品の購入費
※パソコン及びプリンターの購入費を除く。
- 輸送費 (例)書類等の輸送費用、移転作業の委託料 など

申請方法

事業に着手する5営業日前までに

交付申請書のほか必要書類を添付し、商工振興課 産業立地推進室へ提出してください。

提出書類の様式は、市ホームページで公開しています。

【問合せ先】

渋川市役所 産業観光部 商工振興課 産業立地推進室(渋川市役所 第二庁舎)

電話:0279-22-2596

E-mail:sangyouritti@city.shibukawa.gunma.jp